

東京の未来は私が決める。

東京都知事選挙

投票日は4月8日(日)午前7時～午後8時



4年に一度の統一地方選挙が4月に行われます。東京都知事選挙は3月22日(木)が告示、4月8日(日)が投票日、東久留米市議会議員選挙は4月15日(日)が告示、4月22日(日)が投票日です。今後の都政市政を託す人を選ぶ大事な選挙です。大切な一票を無駄にしないで、必ず投票しましょう。

今号では東京都知事選挙についてお知らせします。詳しくは選挙管理委員会事務局内線4714、4716へ。

東久留米市で投票できる方

東久留米市で投票できる方は、満20歳以上(昭和62年4月9日以前に生まれた方)で東久留米市の選挙人名簿に登録されている方です。

今回の選挙で新たに選挙人名簿に登録される方は、18年12月21日以前に東久留米市に転入の届け出をし、3月21日現在引き続き住民登録のある方です。

住所を移された方

市内転居された方
【2月28日以前に転居届けを出した方】新住所での投票所で投票
【3月1日以降に転居届けを出した方】前住所での投票所で投票

転入された方

【18年12月22日以降に都内の市区町村から東久留米市に転入届けを出した方】東久留米市では投票できません
前住所での選挙人名簿に登録されている方は前住所で投票を行うことができますが、前住所を転出された日に

投票所・投票区域の一覧

投票区	投票所	所在地	投票区域
1	下里小学校	下里三丁目11番25号	柳窪一・四・五丁目、下里三～六丁目
2	第七小学校	滝山七丁目26番30号	柳窪二・三丁目、下里二丁目、滝山五丁目・六丁目2番・3番・七丁目21番～26番
3	西中学校	滝山二丁目3番23号	滝山一・二丁目・六丁目1番・七丁目1番～20番、前沢四丁目、八幡町三丁目2番～11番
4	第九小学校	滝山三丁目2番30号	滝山三・四丁目、前沢五丁目、弥生一・二丁目
5	本村小学校	野火止三丁目5番1号	下里一・七丁目、野火止三丁目、八幡町一丁目2番～5番
6	久留米中学校	幸町五丁目9番11号	野火止一・二丁目、八幡町一丁目1番・6番～9番、小山二～五丁目、幸町二・五丁目
7	第一小学校	中央町六丁目8番1号	前沢一丁目、八幡町二丁目・三丁目1番・12番～16番、幸町四丁目、中央町五・六丁目
8	南町小学校	南町三丁目2番23号	南町一～四丁目、前沢二・三丁目
9	第八小学校	中央町三丁目21番41号	南沢三丁目、中央町一丁目4番～7番・二丁目2番～4番・11番・12番・三・四丁目
10	第三小学校	中央町一丁目16番1号	幸町一・三丁目、中央町一丁目1番～3番・8番～19番・二丁目1番・5番～10番、本町三・四丁目
11	第五小学校	南沢四丁目6番1号	ひばりが丘団地全域、南沢四・五丁目
12	南中学校	学園町二丁目1番23号	南沢一・二丁目、学園町一・二丁目
13	浅間町地区センター	浅間町二丁目24番16号	浅間町一～三丁目
14	成美教育文化会館	東本町8番14号	小山一丁目、本町一・二丁目、東本町全域、氷川台一丁目・二丁目7番～31番
15	第二小学校	新川町一丁目14番6号	大門町一・二丁目、新川町一・二丁目
16	金山学童保育所	金山町一丁目17番1号(第六小学校内)	氷川台二丁目1番～6番・32番～40番、金山町一・二丁目
17	東久留米団地集会所	上の原一丁目4番15号	上の原一丁目
18	第四小学校	上の原二丁目1番29号	神宝町一・二丁目、上の原二丁目

よって投票できる日が異なりますので、前住所での選挙管理委員会事務局に確認をしてください。

投票の際は「引き続き都内」に住所があることを証明できる文書(住民票の写し)が必要です。市民課(市役所1階)で選挙用を交付申請してください(手数料無料)。

【都内転出】18年12月22日以降に東久留米市から都内の市区町村に転入届けを出された方(新住所で投票することはありません)

【都外転出】投票日の4月8日までに東京都外へ転出された方(投票できませんが、東久留米市に選挙人名簿登録があり、3月23日以降に都外

内転入された方(引き続き都内に住所があることを証明できる文書(住民票の写し)が必要です。お住まいの市区町村で選挙用を交付申請してください(手数料無料)。

投票の際は「引き続き都内」に住所があることを証明できる文書(住民票の写し)が必要です。お住まいの市区町村で選挙用を交付申請してください(手数料無料)。

投票所入場整理券(はがき)をお忘れなく(はがき)をお忘れなく「投票所入場整理券」を郵送しますので、投票日には必ず持参してください。入場整理券を紛失した方や届かなかった方でも、選挙人名簿に登録された資格者であれば投票できます(期日前投票も同様です)。投票所の係員に申し出てください。

「期日前投票」「不在者投票」「代理投票・点字投票」のご利用を
期日前投票および不在者投票のいずれも告示日の翌日からですので注意してください。

期日前投票
投票日当日、仕事やレジャーなどで投票所に行くことができないと見込まれる方は期日前投票ができます。
【日時】3月23日(金)～4月7日(土)午前8時半～午後8時
【投票場所】期日前投票所(市役所7階703会議室)
【投票手続き】宣誓書に不在になる事由を記入後、投票用紙へ記載し、直接投票箱へ入れます

不在者投票
【他の市区町村での不在者投票】出張などで市外に滞在している方は、事前に手続きをすることにより、滞在先の市区町村選挙管理委員会にて不在者投票をすることができます
【指定施設での不在者投票】都道府県選挙管理委員会が指定している病院、老人ホームなどで入院・入所者が不在者投票をすることができます
【郵便等による不在者投票】身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をお持ちで、障害や要介護度の程度が定められた等級(表1参照)に該当する方は、自宅等で投票用紙に記載し、郵送する方法により投票することができます

また、表1を満たした上で、上肢または視覚の障害の程度が定められた等級(表2参照)に該当する方は、代理記載人が代わりに記載して投票できます。代理記載人となるには手続きが必要ですので、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

また、目の不自由な方には、点字投票の制度があります(各投票所に点字器があります)。投票所または期日前・不在者投票所で係員に申し出てください。

申請や投票用紙の請求は、郵便や代理人でもできますが、投票手続きなどに日数がかかりますので早めに申し込んでください。

候補者の政見などは選挙公報で
候補者の経歴・政見などを掲載した選挙公報を投票日の前日までに各世帯にお届けします。

表1 郵便等による不在者投票ができる方

手帳・保険証区分	障害の種類等	対象等級および要介護度
身体障害者手帳	両下肢・体幹、移動機能	1級・2級
	内臓機能(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸)	1級・3級
	免疫機能	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	内臓機能(心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸)	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

表2 郵便等による不在者投票に該当し、代理記載人による投票ができる方

手帳	障害の種類	対象等級
身体障害者手帳	上肢、視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症～第2項症